

障がいのあるおさまへの支援

特別児童扶養手当

問 子ども家庭課 ☎22-8220

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。所得制限があります。手当を受け取るためには申請が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。

支給額(児童1人あたり)

等級	手当月額
1級(重度)	52,400円
2級(中程度)	34,900円

※重度の障がいがある場合は、障害児福祉手当も対象になります。(月額14,880円)

障害児通所給付事業

問 子ども家庭課 ☎22-8220

児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応できるように訓練などを行います。医療を伴う場合は「医療型児童発達支援」となります。

放課後等デイサービス

就学児を対象に、授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所・学校などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

自立支援給付事業

問 子ども家庭課 ☎22-8220

居宅介護

ヘルパーが自宅で、身のまわりの手伝いをします。

短期入所(ショートステイ)

家族に用事があったり病気などの場合に、施設で短期間お預かりして日常生活のお世話をします。

移動支援

自立した生活と余暇活動など社会参加のための外出支援を行います。

日中一時支援

事業所で日中過ごしていただき、見守りや社会に適應するための訓練などを行います。

日常生活用具・補装具

問 福祉課 ☎22-8118

日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るため、T字杖、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マットなどの日常生活用具を給付しています。種目ごとに障害者手帳の種別、等級、年齢などについての制限があります。

※原則利用者負担は1割。

補装具の交付・修理

障がいを補うための義肢、車いす、補聴器などの購入・修理にかかる費用を給付していません。

※原則利用者負担は1割。住民税非課税世帯は負担なし。

中軽度難聴児への補聴器購入等助成事業

問 子ども家庭課 ☎22-8220

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の難聴のある児童に対して補聴器購入費用の2/3を助成します。

対象 18歳に達する年度末までの間の児童で両耳の難聴児



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」